

環境だより

マイバックを持って お買い物をしよう

10月は、3R【リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）】推進月間です。

昼食のお弁当を買うときに、なにげなくもらう小型のレジ袋の重さは約5g。もし1年間もらうのをやめたら、約200枚の節約ができ、1人でCO2を年間6kgも削減する効果があります。

お気に入りのバックを持って、ごみになるレジ袋を減らす。CO2を減らす。そんなライフスタイルを楽しんでみませんか。

第15回クリーン 幸手市民運動

地域の環境美化を推進するため、市内全域で各地区ごとに一斉清掃活動を行います。みなさんのご協力をお願いします。

とき 10月31日（日）午前8時～9時（雨天決行）
内容 地区内の道路・公園

などに捨てられている空き缶・空びん・ペットボトル・紙くずなどを燃やせるごみ、燃やせないごみに分別し、各地区の指定した集積所に出してください。

健康・環境 カレンダー広告募集

市の健康・環境カレンダーに広告を載せてみませんか。有料広告掲載申込書（市ホームページからダウンロード）と広告案を添えて申し込んでください。なお、同一枠に複数の応募があったときは、抽選になります。

また、掲載基準にあわない場合は、掲載できないときもありますので、市のホームページで関係例規をご覧ください。

掲載位置 カレンダー部分
各月最下段（2枠）
掲載枠数 24枠
規格 縦2・5cm×横10cm
（1枠当り）
刷色 2色

印刷部数 2万6000部
掲載料金 2万円（1枠当り）
申込み 10月29日（金）まで

に環境課へ
問合せ 環境課 ☎（48）0331・FAX（48）2226

浮きウキフェスタ22

埼玉県では、「川の再生」の取組事業として、行幸湖（権現堂調節池）で、水辺の環境保全や水質浄化への関心を高めて頂く事を目的としたイベントを開催します。当日は、カヌー・ドラゴンボート体験、水質浄化を目的とした浮島（イカダ）製作の様子や進水式をご覧頂けるほか、楽しいイベントも用意しています。

とき 10月24日（日）午前10時～午後3時
※雨天の場合11月14日（日）。
ところ 権現堂公園（多目的運動広場）

問合せ 杉戸県土整備事務所
所調節池管理担当 ☎（43）2895・FAX（43）4631

腐葉土つくりの会

▼落ち葉を集めて環境保全自然の中で泥んこになり、サツマイモ掘りでストレス解消。最後は、イモの持ち帰りもできます。また、新規会員も募集していますので、

当日は、ぜひお子さん連れで参加してください。

とき 10月10日（日）午前9時から

※雨天の場合10月11日（祝）。
ところ ひばりヶ丘桜泉園
近くの畑

定員 30人（先着順）
参加費 300円（保険代など）

申込み 市民環境ネット本田さん宅 ☎（42）8412

自衛隊観閲式に伴う 騒音などについて

陸上自衛隊（<http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/>）では、3年ぶりの実施に向け準備を進めています。10月13日以降訓練および飛行のため、幸手市上空を航空機などが飛行します。飛行空域下のみならずにはご迷惑をおかけすることが予想されますが、ご理解とご協力をお願いします。

とき 10月24日（日）

問合せ 陸上自衛隊朝霞駐屯地地域連絡調整課 ☎048（460）1711 内線2874

下水の水質改善にご協力ください

▼油を流さないで

油分は下水道管に固着し、詰まりの原因になります。毎年、市内で家庭から排出された油により、下水道管が詰まる事例が発生しています。

各家庭で動植物油を使用した場合は、使用後の油は固めて「燃やせるごみ」として処分するなど十分注意して、下水の水質改善にご協力ください。

また、飲食店などで、油の回収器を使用している場合は、定期的に、点検・清掃をするようにお願いします。

▼悪質業者にご注意ください

最近、市内において宅地内排水設備の点検・清掃が義務付けられているような言い方で、清掃などを請け負う業者が見受けられます。市では、各家庭の排水設備の点検・清掃は、個人の責任において行っていると思いますが、義務付けてはいませんのでご注意ください。

また排水設備の詰まりなどがあつた場合は、下水道課へご相談ください。

問合せ 下水道課 ☎(47)3340・FAX(48)0120



こりあ、ひどいわあ!!
清掃してきますねえ。

公共下水道の普及にご協力ください

市の公共下水道は、8月末日現在で274・1ヘクタールの区域で利用できます。この面積は下水道事業認可区域面積334ヘクタールの約82%であり、今後も生活環境改善のため下水道工事を実施します。

公共下水道の整備、接続換えの促進にみなさんのご理解・協力をお願いします。

早期接続を

公共下水道は、みなさんにご利用いただいて初めてその機能と効力を発揮でき

るものです。公共下水道を利用できる区域内に建物をお持ちで、まだ接続換えをしていない人は、お早めをお願いします。

雨水の流入にご注意を

雨水は、公共下水道(汚水管)に流せません。雨水が大量に流入すると汚水が逆流し、トイレなどが使用できなくなりま。市内の汚水マスのふたは絶対にあけないようにしてください。

問合せ 下水道課 ☎(47)3340・FAX(48)0120

10月1日は

「浄化槽の日」

「浄化槽の日」は、浄化槽および浄化槽に関する制度の普及を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、身近な水環境の保護を目的に定められたものです。

昭和60年10月1日に施行された浄化槽法により、浄化槽が十分に機能するように、つぎのような維持管理が義務付けられています。

浄化槽の維持管理

浄化槽の維持管理には、清掃・保守点検・法定検査の3つがあります。

▼清掃

清掃は、浄化槽内に生じた汚泥などを引き抜き、付属装置や機械類を洗浄したり、清掃する作業です。

汚泥がたまりすぎると浄化槽は機能を損ない、浄化されずに汚水が外に流れ出たり、悪臭の原因になります。そのような事態にならないよう、浄化槽の清掃は年1回以上の実施が

義務付けられています。清掃は、市の許可を受けた業者に委託してください。

▼保守点検

保守点検は、浄化槽の点検をし、装置や機械の調整・修理、汚泥の清掃時期の判定、消毒剤の補充などを行います。4か月に1回以上行うことが義務付けられています。点検は、知事の登録を受けた専門業者に委託してください。

▼法定検査

法定検査は、保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断です。使用開始後、3か月を経過した日から5か月以内に検査し、その後は、毎年1回の定期検査を行います。

清掃・保守点検・法定検査を行い、よりよい地域環境づくりのため、一人ひとりが適正な維持管理を心がけましょう。

※法定検査の実施は、埼玉県が指定しているつぎの機関に依頼してください。

○(株)埼玉県環境検査研究協会

☎048(649)5151

問合せ 環境課 ☎(48)0331・FAX(48)2226